（紀の川市・岩出市共通）

（補足資料）農地転用申請に係る添付書類について

【申請書】

（転用計画　権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細）

※「理由書」として別紙可

・申請人の属性や現在の状況を示し、当該申請地を必要とする理由を、選定理由も含めて記載すること。

・建築物等の建築等を伴わない転用で恒久転用の場合は、継続事業であり一時転用では目的を達成し得ない旨を記載すること。

（転用計画　転用の時期及び転用の目的に係る事業または施設の概要）

・当該申請に係る事業に申請地以外の土地を含む場合は、所要面積欄に括弧書きで全体面積を記載すること。また、事業地一覧表（所在/地目/面積）を添付すること。

（転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要）

・排水については雨水/汚水に分けて記載し、公共の水路/側溝等までの経路がわかるように記載すること。（「排水計画書」として別紙可。）

・土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがある場合、周辺農地等に影響が生じないようどのような被害防除措置を行うか記載すること。（擁壁やフェンスの設置等）

【資金関係】

・工事見積（予算）書は造成費/建築費/土地取得費とその内訳がわかるものを提出すること。

・見積書に期限がある場合は、申請書提出日時点で期限が切れていないこと。

・預金通帳の写しを添付する場合、直近 3 か月以内に入出金のいずれかが記帳されていること。

・融資元が金融機関以外の場合、融資元の資金証明を添付すること。

・自主施工を行う場合、工事予算書（法人の場合は自社見積書可）を添付すること。

【図面】

・施設等の利用に必要な公の道路/用排水施設の位置/進入経路を明らかにすること。

・土地利用計画図は申請地の面積全てを利用しなければ転用目的が達成出来ないことが確認できるように図示すること。

・転用目的が資材等置場の申請については、資材等の種類・規格・数量及びその必要面積を土地利用計画図に明示すること。

・断面図は現況高/計画高を明示すること。また、申請地を縦断/横断するように図示すること。更に、建築物を伴う場合は位置関係がわかるように作成すること。

・立面図は高さを明示し、原則、4 方向分図示すること。
・排水計画図については、雨水/汚水共に公共の水路や側溝等までの排水経路を矢印で図示すること。（自然浸透のみで計画する場合でも豪雨時の流水方向を矢印で図示すること）

【土地改良区の意見書】

・申請地が各土地改良区の受益地外（決済済地含む）である場合、聞き取りを行った土地改良区や機関を記載の上、受益地外である旨の報告書を添付すること。

【同意書】

・地元水利組合の同意書について、区長が兼務する場合や存在しない場合、別途その旨の報告書を添付すること。
・申請地に他人地を経由して進入する場合、他人地所有者の通行同意書を添付すること。
・排水について、公共の水路や側溝等に放流するまでの経路に他人地を経由する場合、他人地所有者の排水同意書を添付すること。
・同意を得られない場合、経過書を添付すること。

【代替地の検討】

・申請地の周辺、かつ転用目的を達成できる規模の土地で 2 か所以上検討すること。なお、可能な限り農地以外で検討すること。

【その他】

・分譲住宅の場合、宅地建物取引業免許証の写しを添付すること。
・申請地が既に耕作目的以外で利用されている場合、始末書/顛末書を添付すること。（誰が/いつ/どの業者に依頼し/どのような目的でしたかを詳しく記載）
・筆界未定地に係る転用申請は原則、筆界未定を解消してから申請を行うこと。筆界未定のまま申請を行う場合、当申請地の位置及び面積を確定することができる図面（一筆図形＋求積図）と、その図面及び転用目的への筆界未定地内全ての土地所有者からの同意書を添付すること。同意が得られない場合は、事前相談すること。
・申請人が過去に農地転用許可を受け、未だ工事を完了していない土地がある場合、その土地の所在と許可日、工事を完了していない理由を書面で報告を求める場合があります。
・その他、許可審査に必要な書類を別途求める場合があります。

※その他、和歌山県が発出する「農地法関係事務処理手引き」の記載に従うこと。